



「ADR」の魅力—「あっせん・仲裁」のススメ

「金融ADR」利用のススメ

～金融ADRの特徴と弁護士会の対応

紛争解決センター運営委員会副委員長 齋藤 輝夫 (44 期)

1 はじめに

金融ADRという言葉は耳にしても、実際の案件にかかわった会員諸氏は少ないのではないのでしょうか。金融ADRとは、単に金融トラブルに関するADRのことやろ、という認識の皆様、是非本稿をお読みください。金融トラブルの相談を受けたとき、訴訟よりあっせんを利用しようか、という気になるかもしれません。

2 金融ADR制度の創設

(1) 金融商品取引法改正

2009年6月、金融に絡むトラブルについて、消費者保護を強化し紛争を迅速・簡便・中立・公正に解決することを目的として、金商法その他金融関連の法律の改正法が成立しました。この改正法のもとで、各金融機関は、その業務に関連する指定紛争解決機関がある場合には、同機関と金融ADR手続に関する契約を締結する義務が課されます。現在、8つの団体*1が指定紛争解決機関として金融関連の紛争解決を行っており、これらの機関と契約をしている金融機関の顧客は、指定紛争解決機関に申立てを行うことによって金融ADRを利用することができます。

他方、指定紛争機関が存在しない業態の金融機関*2は、ADR法における認証紛争解決手続の措置や弁護士会設置の紛争解決センターと契約をする等、一定の代替措置をとらなければなりません。

(2) 金融ADRの特徴

金融ADRの手続きには、通常のADRとは大きく異なる特徴があります。その一つは、消費者保護の見地から金融機関のみに片面的に課せられる義務があるということです。すなわち金融機関は、紛争解決機関が受理したADRの申立てについては、正当な理由がなく手続を拒否することはできません（手続応諾義務）。また、紛争解決委員から求めがあった場合には、正当な理由がなく資料の提出を拒否することができず、

事実関係については期日に出席して説明しなければなりません（説明協力義務）。さらに、紛争解決委員の示した和解案を尊重しなければならず、特別調停案が示された場合には、裁判を提起しない限り、受諾しなければなりません（受諾義務）。

ADRは、裁判によらず両当事者の対話によって解決する制度というイメージからすると、このような片面的な義務の強制は、非常に画期的ではないのでしょうか。特に特別調停案という判決にも類似する強制的な解決方法は、金融ADRの特徴を際立たせています。複雑化してきた金融商品、金融機関と消費者の知識、交渉力の格差増大を背景に拡大してきた金融トラブルを、迅速に解決する手段として、大きな効果を発揮するものと期待されます。

3 金融ADRに向けたケース

金融ADR利用に向いているのはどのような事案でしょうか。ひとつには、金融機関の顧客が、手元に有利な証拠を保有していない場合や記憶が不鮮明で事情が十分に把握できないケースがあげられるでしょう。このようなケースの場合、裁判で勝つ見込みは少ないばかりか、主張の構成さえ難しいでしょう。金融機関によっては、交渉のテーブルにもつかないかもしれません。しかし、金融ADRであれば、上述のように、金融機関には応諾義務、説明協力義務があります。例えば、デリバティブ商品でリスクの説明を十分したかどうか、が焦点になっているときに、金融機関が商品の説明経緯について十分に説明できない場合には、金融機関に損害について応分の負担をさせる和解案が提案される可能性が多分にあり、金融機関は同案を尊重しなければなりません。

他にも、上記と逆に証拠が十分あるが裁判より迅速な解決を望んでいる案件、リスク交渉のように訴訟に馴染まない案件、負担割合の調整のような柔軟な解決を望んでいる案件などがあげられると思います。

4 東京三弁護士会の取り組み

前述のように、指定紛争解決機関のない業態の金融機関は、代替措置として、認証紛争解決手続の備えや弁護士会に設置された紛争解決機関と契約を締結するなどの措置を講じなければなりません。東京三弁護士会は、昨年10月以降、金融ADRの趣旨に沿った紛争解決手続を検討、構築し、指定紛争解決機関のない業態の金融機関の代替措置の受け皿となるべく、かつ、そのような業態の金融機関の顧客にも金融ADR制度の恩恵をもたらすべく金融ADR向けあっせん手続を開始しています。

現在のところ、指定紛争解決機関を持たない業態である7団体*3と協定書を締結しており、同団体の加盟会社(計約900社)及び個別に協定を結んだ金融機関約400社(2011年10月15日現在)の顧客からあっせんの申立てを受けた場合には、上述の金融ADRルールと類似のルールによって手続が進められることとなります(ただし、時効の中断効など一定の法定の効果は有しない点、ご注意ください)。あっせん人は、各三会とも、金融業務、金融トラブルに豊富な経験を持つ弁護士30名にあっせん人候補として登録いただいております。申立てがあった場合、あっせん人は公平性、専門性の配慮から、原則として消費者側、金融機関側から各1名が選任され(2名体制)、事案によっては、あっせん手続に精通した弁護士1名を加える(3名体制)こととしており、当会は、当面3名体制で運用しています。

また、当事者が遠隔地の場合は、移管調停と現地調停という二つの制度を設けて当事者の便宜を図っております。移管調停は、紛争解決手続を有する地方の単位会に、案件をいわば移送し当会紛争解決センターは手続から離脱する制度で、現地調停は、当会のあっせん手続の中で、遠隔地に出頭した当事者とSkypeを利用したビデオ会議方式で進める制度です。いずれも、東京から遠隔地に在住する消費者の便宜に配慮して設定した制度です。

5 今後の課題

金融ADR制度は、まだスタートしたばかりで、色々な課題を抱えています。まだ制度の周知が十分ではなく、消費者の潜在的ニーズは高いと思われませんが弁護士会への申立て件数は低迷しています。一方で、最近では、為替デリバティブによる損害の賠償を求めするなど、法人による利用が増えており、法人当事者の場合の手続運用をどのように考えるべきか、もひとつの課題でしょう。手続の運用面では、資料提出義務拒否の正当理由の判断や、特別調停案の活用方法など、今後議論を重ねる必要があります(今のところ私の知る限り、紛争解決機関において特別調停案が提示された例は聞いておりません)。

今後、制度を維持発展させるためには、更に消費者が利用しやすい制度にしていくとともに、健全な金融機関からも公正だと認められるような制度運用をすることが重要だと思います。

6 最後に

会員の皆様には、金融ADRの特徴をご理解いただき、金融トラブルの相談を受けた場合には、裁判、調停と並んでADRの利用をオプションとしてご考慮いただけると幸いです。特に、当会と協定締結している金融機関に関しては、当会紛争解決センターの利用をご検討いただきたく、是非是非、お願いいたします。

*1：全国銀行協会、信託協会、生命保険協会、日本損害保険協会、保険オンプズマン、日本少額短期保険協会、日本貸金業協会、証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)

*2：信用金庫、信用組合、労働金庫、JAなど

*3：社団法人全国信用組合中央協会、社団法人全国信用金庫協会、社団法人全国労働金庫協会、全国農業協同組合中央会、全国漁業協同組合連合会、社団法人資金決裁業協会、社団法人不動産証券化協会

***問い合わせ先：紛争解決センター
TEL.03-3581-0031**